

## 公益社団法人石川県作業療法士会定款

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 この法人は公益社団法人石川県作業療法士会（以下、本会という。）という。

#### (事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を石川県金沢市に置く。

2 本会は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更または廃止する場合も同様とする。

### 第2章 目的及び事業

#### (目的)

第3条 本会は、県民の医療、保健及び福祉の発展に寄与するために、作業療法士の学術技能の研さん及び人格資質の向上に努めることを目的とする。

#### (事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 作業療法の学術発展・技術向上に関する事業
  - (2) 作業療法の有効活用促進に関する事業
  - (3) 作業療法に関する刊行物の発行及び調査研究並びに広報活動事業
  - (4) 会員相互の福祉及び厚生に関する事業
  - (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、石川県内にて行うものとする。

### 第3章 会員

#### (種別)

第5条 本会の会員は次の3種とし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員  
県内に居住または勤務する作業療法士であって、本会の目的に賛同し入会した個人
- (2) 賛助会員  
本会の目的に賛同する個人又は団体で理事会の承認を得た者
- (3) 名誉会員  
正会員の中にあって、本会に対し特に功労があった者のうちから、理事会の推薦に基づき社員総会において承認された者

#### (入会)

第6条 正会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

#### (会費の負担)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、毎年、正会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

2 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、毎年、賛助会員は、別に定

める会費を納入しなければならない。

(会員の責務)

第8条 会員は、職業倫理を尊重し、社会の尊敬と信頼を得ることに努めなければならない。

(退会)

第9条 正会員は別に定める退会届用紙に所定の事項を記入し、会長に届け出ることにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会において正会員の4分の3以上の決議によって、当該会員を除名することができる。

- (1) 定款その他の規則に違反した場合
- (2) 本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をした場合
- (3) その他除名すべき正当な事由がある場合

2 前項の規定により社員を除名しようとするときは、当該社員総会の日の1週間前までに当該社員に通知し、かつ社員総会で弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、正会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しない場合
- (2) 会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受けた場合
- (3) 正会員全員が同意した場合

(会費等の不返還)

第12条 退会又は除名された正会員が既に納付した会費その他の拠出金は、過払い及び二重払いの場合を除き返還しない。

## 第4章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は正会員をもって構成する。

2 前項の社員総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第14条 社員総会は次の事項について決議する。

- (1) 事業報告、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録並びにこれらの附属明細書の承認
- (2) 正会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額並びに理事及び監事の報酬等の支給基準
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第15条 本会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。
- 2 定時社員総会は、毎事業年度の終了後3箇月以内に開催する。
  - 3 臨時社員総会は、次に掲げる場合に速やかに開催する。
    - (1) 理事会が必要と認めたとき
    - (2) 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から会議の目的を記載した書面により開催請求があったとき

(招集)

- 第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 社員総会を招集するには、正会員に対して会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、社員総会の日を2週間前までに書面をもって通知しなければならない。
  - 3 前条第3項第2号の開催請求から4週間以内の日を社員総会の日とする社員総会の招集の通知が発せられない場合、当該開催請求をした正会員は裁判所の許可を得て社員総会を招集できる。

(議長)

- 第17条 社員総会の議長は、当該社員総会において出席会員の中から選出する。

(議決権)

- 第18条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

- 第19条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
    - (1) 正会員の除名
    - (2) 監事の解任
    - (3) 定款の変更
    - (4) 解散
    - (5) その他法令で定められた事項
  - 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

- 第20条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。この場合においては、その手続を理事会において定めるものとし、第17条から前条までの規定は適用しない。

(書面による議決権の行使)

- 第21条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面

をもって議決権を行使することができる。この場合において、その議決権の数は第19条の議決権の数に算入する。

(議決権の代理行使)

第22条 正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面又は電磁的記録を会長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において、第19条の規定の適用については、その正会員は社員総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び社員総会において選出された議事録署名人2名が記名押印しなければならない。

## 第5章 役員

(役員)

第24条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事15名以上18名以内

(2) 監事2名以内

2 理事のうち1名を会長とし、会長以外の理事のうち2名を副会長とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、前項の副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中からこれを選定する。

(役員制限)

第26条 理事及び監事は、相互に兼ねる事はできない。

2 各理事について、当該理事及びその配偶者、又は3親等内の親族（その他特別な関係がある者を含む）である理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。

3 他の同一の団体（公益法人を除く）の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。

4 監事は、相互に前項に準ずる親族その他の関係にある者、又は密接な関係にある者であってはならない。

(顧問)

第27条 本会に顧問2名以内を置くことができる。

2 顧問は理事会の推薦により、会長がこれを委嘱し、任期については別に会長が定める。

3 顧問は、重要な会務について会長の諮問に応える。

(理事の職務)

第28条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、本会の職務を執行する。

- 2 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、理事会において、別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 4 会長及び副会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

#### (役員任期)

第30条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 4 理事又は監事は、再任することができる。

#### (役員解任)

第31条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。この場合、その役員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

#### (報酬等)

第32条 理事は無報酬とする。ただし、会務のために要した費用は支給する。

- 2 監事の報酬額及び報酬等の支給基準については、社員総会の決議によって定める。
- 3 顧問は無報酬とする。

#### (損害賠償責任の免除)

第33条 本会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

- 2 本会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第113条で定める最低責任限度額とする。

## 第6章 理事会

### (構成)

第34条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第35条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) 本会の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 会長、副会長の選定及び解職

(招集)

- 第36条 理事会は、会長が招集する。会長以外の理事は、会長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 2 前項の会長以外の理事による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。
  - 3 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各副会長が理事会を招集する。

(議長)

- 第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会の議長となる。

(決議)

- 第38条 理事会の決議は、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数の同意をもって決する。

(決議の省略)

- 第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはその限りでない。

(報告の省略)

- 第40条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第28条第4項に規定する報告については適用しない。

(議事録)

- 第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、出席した会長及び監事が記名押印しなければならない。ただし、代表理事の変更に係る決議がある場合においては、出席した理事及び監事が記名押印することとする。

(委員会)

- 第42条 理事会は、本会の事業を推進するために必要と認めるときは、その決議により委員会を置く。
- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。
  - 3 委員会は、その目的に関する検討結果を理事会に報告する。
  - 4 委員会の設置等は、別に定める規程による。

## 第7章 財産及び会計

### (財産の種別)

第43条 本会の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
  - (1) 理事会で、基本財産とすることを決議した財産
  - (2) 公益法人への移行日以降に基本財産として寄付された財産
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 公益認定を受けた日以降に寄付を受けた財産又は交付を受けた補助金その他の財産については、その半額以上を公益目的事業のために、残余はその他の事業及び管理費用に充てるものとする。

### (基本財産の維持及び処分)

第44条 基本財産について本会は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会において、決議に加わることでできる理事の3分の2以上の決議を得なければならない。

### (財産の管理・運用等)

第45条 本会の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

### (事業年度)

第46条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### (事業計画及び収支予算)

第47条 本会の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

### (事業報告及び決算)

第48条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 正味財産増減計算書
  - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
    - (1) 監査報告
    - (2) 理事及び監事の名簿
    - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第49条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第50条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第51条 本会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定取消し等に伴う贈与)

第52条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第53条 本会が清算をするときに有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由により前項の電子公告をする事ができない場合は官報に掲載する方法により行う。

## 第10章 事務局

(事務局)

第55条 本会に事務局を置き、職員の任免は会長が行う。事務局の組織及び運営に関して必要な事項は理事会で定める。

## 第11章 雑則

(委任)

第56条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。



## 附則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. 本会の最初の会長及び副会長並びに理事、監事の氏名は次のとおりとする。  
会長 進藤浩美  
副会長 柴田克之、寺田佳世  
理事 岡田千砂、大西真澄美、小池隆行、寺尾朋美、西谷すずな、東川哲朗、  
麦井直樹、村田明代、明福真理子、安田秀一、安本大樹、渡邊貴之  
監事 中川等史、後出博敏
3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第46条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。